

動画にリンクを貼った行為について 著作権侵害が否定された事例

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 大江 哲平

大阪地裁平成25年6月20日（平成23年（ワ）15245号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本論稿では、動画共有サイトにアップロードされた動画に対するリンクを貼った行為につき、著作権（公衆送信権）侵害が否定された裁判例を取り上げる。

第1. 裁判例の事案の概要と判示

1. 事案の概要

本件は、被告において、原告が著作権者である動画（以下「本件動画」という。）を、自社の運営する「ロケットニュース24」と称するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）に無断で掲載したことが原告の著作権（公衆送信権）を侵害するものである等と主張して、被告に対し、著作権侵害等の不法行為に基づき、名誉回復措置として謝罪文を本件ウェブサイトに掲載するよう求めるとともに、損害賠償の一部として30万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事件である。

なお、原告は、名誉棄損及び肖像権侵害に基づく不法行為を請求原因とする請求も行っていたが、これらについては本論考では触れない。

また、本件では、著作者人格権（公表権、氏名表示権）侵害の成否、及び、著作権侵害に関連して、本件動画の著作物性、「引用」該当性、及び、報道の目的上正当な範囲内での利用といえるか、についても争われたが、本論考では、紙幅の関係から、これらの点については割愛する。

2. 原告の主張

被告が、本件ウェブサイトにおいて、動画再生ボタンをクリックすると、本件ウェブサイト上で本件動画を視聴できる状態にしたことは、「送信可能化」（法2条1項9号の5）に当たり、原告の公衆送信権（法23条1項）を故意又は過失により侵害するものである。